

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第9号

～ も く じ ～

1. 「小田原市納税貯蓄組合」
～補助金支出は違法との判決～
2. 「水道メーター談合訴訟」
その後の展開
3. 都道府県議員の野球大会参加に
公費の支出？！
4. 第11回 役員会議事報告
5. 地域のオンブズ活動
(ちがさき市民オンブズマン)
6. かながわ市民オンブズマン
年次総会のご案内
7. 今後の予定

小田原市納税貯蓄組合 ～補助金支出は違法との判定～

小田原市は、同市内の各納税貯蓄組合に対し、市税取扱奨励金の名目で補助金を支出していました。

(95年度)3,195万円)これに対して「かながわ市民オンブズマン」の会員が、この支出が納税貯蓄組合法違反に当たるとして住民訴訟を起こしていたところ、横浜地裁は1月28日、原告側の訴えを認める判決を言い渡しました。以下、一審判決までの経緯をご紹介します。

なお、小田原市は2月6日、この判決を不服として、東京高裁に控訴しています。

ちなみに、判決後、神奈川県下19市のうち8市が同組合に対する奨励金の支給を廃止しています。

監査請求から提訴へ

平成8年7月12日、納税貯蓄組合に納税奨励金として34,125千円を支出したのは、納税貯蓄組合法の第10条1項の規定を逸脱した違法な公金の支出であるとして監査請求を提出。

平成8年8月29日、市の監査委員は「組合の活動により納税率の向上があり、地方自治法232

条の2に規定する補助金に該当、公益性が認められるので違法不当な公金の支出には当たらない」として請求理由なしと判定。なお、奨励金支給額は、4年度の4,500万円から7年度の3,200万円へと漸次減額されている。時代に適合した適切な措置を講ずるよう市長に要望している。

平成9年9月20日、訴状提出。(かながわ市民オンブズマン代表幹事大川弁護士に依頼)

＜裁判のポイント＞

同市が、納税貯蓄組合法(第10条1項等)で設立された納税貯蓄組合に対し、地方自治法(第232条の2)を適用して、市独自の「納税貯蓄組合要綱」に基づく本件奨励金を支出することが、納税貯蓄組合法の規定に反しているかどうか争点となった。

横浜地裁判決要旨(全面勝訴)

(平成10年1月26日)

- 1) 市の「納税貯蓄組合に対する市税取扱い奨励金支給要綱」は、納税貯蓄組合法(第10条1項、3項、施行令第4条1項1号)の要件とかかわりなく、独自の基準によって奨

励金支出を認めるものであるから、違法なものである。したがって、この「要綱」に基づく奨励金も違法である。

- 2) 報奨金を定めたものとしては、地方税法第41条1項、321条2項、365条、702条の8-第1項のなかで、税金を納期前に納付した場合に限り、条例の定めにより報奨金を交付する旨の規定が存するのみである。これらの報奨金は、特定の税目に限り納期前納付に対する代償として交付されるものであるが、本件奨励金は税目のいかなを問わず、納期内納付率が一定の割合以上であることのみで支給が認められるものである。このような報奨金を、地方公共団体が独自に創設しうるものとするのは、地方税法の主旨に反するものといわざるをえない。

【参 考】

上記の横浜地裁判決は、各地方公共団体に強力な打撃を与えていると思われる。

なお、平成8年度の県下の納税貯蓄組合には、以下の補助金額が交付されている。(500万円以上の市町村を掲載)これ以外にも、地方公共団体では「地方自治法第232条の2」を拡大解釈した、「要綱」による補助金支出が行われている可能性が濃厚である。

平成8年度 納税貯蓄組合への補助金額	
	万円
横浜市	2,050
川崎市	3,269
横須賀市	780
鎌倉市	1,040
藤沢市	1,940
秦野市	529
伊勢原市	923
湯河原町	1,388
愛川町	876

(本間 記)

水道メーター談合 住民訴訟の現状

1月28日、水道メーター談合住民訴訟の第3回口頭弁論が開かれました。

この事件については実体審理に入らせまいとして被告(水道メーター22社)側から、①市民オンブズマンは法人格がないから住民訴訟の原告にはなれない、②監査請求申立時点から溯って1年以内の契約しか監査請求の対象にはできない、という答弁が出されていますので、住民側としては前回この点についての反論を「原告準備署名(1)」として提出。さらに今回は裁判所に対し、東京都に対し損害額計算の根拠を問い合わせるよう申立てました。裁判所は次回に採否を決めるとのこと。

原告が、この「調査依託」の申立をしたのは、東京都が昨年12月19日に各メーカーに対し損害賠償の請求書を送りつけたことが前提となっています。

その東京の法廷も1月29日に第3回の口頭弁論をむかえました。この日の被告各社は、都の請求を拒否する意向を表明。これに対し、東京都水道局長の代理人は訴訟を示唆しました。東京都が提訴すれば、その後は、都が原告側に参加することになります。

なお、独禁法違反の刑事事件については12月24日に判決(全員有罪)があったので東京訴訟の原告側は刑事記録の取寄せを申立てました。裁判所はこの申立てを採用しましたが、刑事事件被告のうち2社と1名が上告したので刑事記録は最高裁行となり、住民訴訟の法廷への提出は、しばらくお預けということになりました。

次回の日程は横浜地裁が3月11日午後1時10分、東京地裁が3月12日午後1時15分です。

(大川 記)

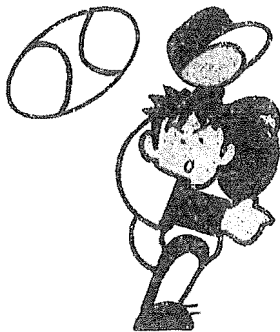
都道府県議員の野球大会に 公費の支出？！

昨年12月、「全国市民オンブズマン」から、毎年国体開催地に全国の都道府県議員が集まって行なう野球大会が公費で賄われている実態を調査するよう呼びかけがありました。野球大会への参加が議員活動にとって何のプラスになるのか？私費で参加が当然と思われることへの公費支出が黙認されたまま、大会は昨年のお大会で49回を数え、50回目の今年は、ゆめはま国体が開かれること神奈川県がホスト県です。

＜県に旅行命令簿を公開請求＞

たいていの自治体で議会では情報公開条例の対象外とされていますが、神奈川県は議会も対象とされているので、議会事務局への問い合わせとともに、条例を使ってお大会参加の議員および随員職員の旅行命令簿を公開請求することになり、横浜の杉本さんと藤江さんがその任にあたりました。請求の結果、命令簿は職員の級・号給を除いて公開され、大会の参加状況の概要をつかむことができました。

参加議員数は全県議114名中の40名（会派の内訳は別表の通り）、随員職員は局長以下12名でした。3日間の大会で参加者の旅程は3泊4日が最多パターンで、その日当・宿泊料・運賃は、議員の場合1人当たり約9,8000円（職員も議員と同行の9名はグリーン車）。議員40名分の合計が3,496,450円、職員12名分の合計が914,240円となりました。旅行命令簿に記載されている支出だけで総計441万円にのぼったわけですが、もっと遠方での開催の都市はこの額で収まるはずもなく、ましてホスト県となる今年はどうなることやら、...



＜全国で公費支出をやめるよう要請！＞

議会事務局がオンブズマンの問い合わせに対して回答を拒否した県もあり、全国市民オンブズマンの調査結果の最終的な取りまとめはまだですが、議員の私費参加としている県もわずかながらあることが判明。2月の全国幹事会で、全国市民オンブズマンとして、公費支出を取り止めるよう都道府県に要請することが決まりました。要請が入れられない場合は各オンブズマンで監査請求ということになり、神奈川の場合は、あわせて今年のホスト開催を見合わせるよう要請することも検討しています。

野球大会参加議員の会派内訳

会派名	人数
自民	20
社民	6
清風会	6
県政21	5
公明	2
県民の会	1

（保坂 記）

原稿募集のお知らせ

広報誌では、会員の皆さんからの原稿を募集しています。

☆ 地域のオンブズ活動

☆ 会員の声

☆ 内部告発！

☆ 広報誌への感想・要望 などなど

ありましたら、事務局までドシドシお

寄せください。

お待ちしております。

第11回 役員会議事報告

記録 森田明

日時：平成10年2月23日 18:30～21:00

場所：県民サポートセンター（横浜駅西口）

<議事内容>

活動報告

①土地開発公社問題

全国状況の資料を入手。平成8年度末の先行取得・造成事業の合計額は、なんと9兆1432億円！

横浜市、川崎市を主に実態解明を進める。他の自治体でも可能な取組みを。

②川崎市私有地払下げ汚職問題など

三田工業への払下げについては訴訟を提起。同時期に高値で払下げを受けている「いすゞ」に対して、「市に賠償請求する気はないのか」との通知を出した。不当な鑑定をした鑑定士にも通告書を出した。

土地開発公社の南伊豆の物件取得の件については、鑑定書の公開請求中。2億の土地を6億で買った疑いあり。岩手県十和町にも保養施設用地あり、大赤字になっている。

③水道メーター談合

東京都の提訴方針を受けて、川崎市へ「市自ら返還請求しろ」との要請書を出したところ、「損害金額を調査中」との回答あり。横浜市、県へも要請する。

④横浜市情報公開条例改正の件

市長候補者宛てに公開質問状を出す。全国の情報公開ランキングが、今年は2月23日に公表される予定なので、それにあわせて出す。

⑤「県議による野球大会」

出張費等の文書の集計報告がされた。議員が40名で計約350万円、職員が12名で91万円。滞在期間は1泊から4泊までさまざま。

公金からの支出をやめるように要請する。なお、横浜市議会でも「野球団」があり、議員全員から会費をとっている。県下の市・町村の大会があるそうで、公費からの補助もありそうである。

会の運営関係

① 小田原市の納税貯蓄組合補助金について違法とする判決（本間さんより報告）
（詳細はP.1）

② 横浜市民オンブズマンの準備状況

当日午後5時より準備会を持ち、23名が参加した。3月3日午後6時よりサポートセンター401号にて準備会を持つ。それまでに規約案等を用意する。4月25日の総会にあわせて設立することを目指す。

運営関係

① 総会

4月25日午後1時30分から4時30分とする。

第1部：総会議事、第2部：各地からの報告と経験交流、第3部：横浜市民オンブズマンの設立総会、としてそれぞれ1時間程度か。総会への活動報告案について若干議論した。

② 作業日

木曜夜を作業・交流の日としたが、集まりがよくないので、事務局のいる木曜午後（おおむね1時から3時）をあてることにした。お気軽にお立ち寄りください。

③ 日程について

今後の役員会 3月13日／4月9日（新日程）
いずれも18:30～県民サポートセンターにて

以上

会報誌の名前を
募集しています

紙面刷新に伴い、新しい会報誌の名前を募集しています。

「かながわ市民オンブズマン」に相應しい名前があれば、事務局までご連絡ください。



地域のオンブズ活動

第2回:ちがさき市民オンブズマン

ちがさき市民オンブズマンは、かながわ市民オンブズマンより半年ほどはやく、1996年7月に設立され、以後積極的にオンブズ活動を展開しています。

以下、最近の取組みを中心に紹介します。

1997年の主な活動内容

- 1) 保険福祉部健康づくり課
精神障害者作業所補助金交付の使途の是正
- 2) 市長室広報課
自治会連絡協議会に関する監査請求
- 3) 企画部用地対策課
市と土地開発公社の協定書に関する監査請求
- 4) 市民経済部商工観光課
商店連合会補助金交付(調査中、使途一部是正)
- 5) 議会の予算委員会・決算委員会
議員のチェック・公表

茅ヶ崎市長派遣議員への公金支出問題

1986年3月

根本茅ヶ崎市長は、職務専念義務を免除した市職員を派遣する協定を茅ヶ崎商工会議所と締結、同年4月から10月まで、市立病院事務長を同商工会議所の専務理事として派遣し、計541万円を支給していた。

これに対して、ちがさき市民オンブズマンは、このような公金支出は違法であるとして、茅ヶ崎市長および同商工会議所を相手取り、540万円の損害賠償を求めて住民訴訟を提起した。

1993年4月

一審では、「商工会議所の公共性を考慮しても、職務専任義務を免除した派遣は地方公務員法違反」として住民側の主張を全面的に認め、市側に損害賠償の支払いを命じた。

1994年8月

この判決を不服として、茅ヶ崎市が控訴。東京高裁は、「派遣は市長の裁量権の逸脱とはいえず、給与支出も違法ではない」と一審判決を棄却した。

1998年3月20日

これに対して原告が上告した結果、来る3月20日に最高裁で口頭弁論が行なわれる。

「同様の行為が全国の自治体で行なわれており、今回の口頭弁論も非常に注目すべきものとして受け止めてもらいたい。」(代表 本間氏)

なお、この口頭弁論を傍聴したい方は、下記に集合してください。

1998年3月20日(金) 13:30

地下鉄半蔵門線「永田町駅」4・5番出口改札前
(遅れた方はおいてきますよ)

国鉄用地不当転売事件の和解成立

1986年、茅ヶ崎市土地開発公社は、旧国鉄用地を不当に転売したため、国鉄清算事業団が違約金請求等を提起。最終的には1,490万円の和解金を支払うことになった。茅ヶ崎市民は、このことによって市が受けた損害について、住民監査請求・住民訴訟を行っていた。(詳しくは、広報誌第2号「明日の行政監視に向けて」を参照)

1998年1月の最高裁による原告差し戻し判決以降、東京高裁において審理を重ねてきたが、裁判所の強い和解勧告を受け、和解成立に至った。

和解理由は、事件以来11年が経過していることに加え、市長が非を認め、今後の公正的確な行政運営を約束したことを評価したことである。

この事件では、裁判所の最終的な判断が得られなかったが、住民訴訟についての最高裁の新しい判例が示されるなどの成果があり、訴訟提起の意義はあったと評価している。(原告側)

かながわ市民オンブズマン 年次総会のご案内

早いもので、かながわ市民オンブズマンも結成して1年が経とうとしています。この1年間おこなってきた活動を総括し、同時に会員相互の経験交流を図るため、以下の通り年次総会を開催いたします。普段、役員会などに参加されていない会員の方も、この機会にぜひ足を運んでみてください。

と き：1998年4月25日 13:30～16:30

ところ：横浜市 開港記念会館

年次総会プログラム（案）

<第1部>総会議事（約1時間）

活動方針案の検討・会計報告・役員選出ほか

<第2部>各地の活動報告・経験交流（1時間）

監査請求関連書類など、役に立つ資料集を配付する予定です。（資料代500円）

<第3部>横浜市民オンブズマン設立総会

（1時間）

今後の予定

2月25日（水）／10:00～

川崎市汚職問題住民訴訟 第1回弁論

4/21 同 同／10:00～

横浜市土地開発公社情報公開訴訟 第1回弁論

4/28 同 同／13:30～

下水道電気設備設計額情報公開訴訟（東京高裁）

3月1日（日）／13:30～

・大磯市民オンブズマン結成集会

（於 東小磯防災会館）

3月3日（火）／18:00～

・横浜市民オンブズマン設立準備会

（於 県民サポートセンター 401号室）

3月10日（火）／12:30～13:30

・広報誌 第10号 編集会議

（於 大川法律事務所）

3月13日（金）／18:30～20:30

・かながわ市民オンブズマン役員会

（於 県民サポートセンター）

4月7日（火）／18:30～

市民のための情報公開条例改正を求める集会

（於 県民サポートセンター 301号室）

✓ 横浜市情報公開条例・市民改正案の紹介

✓ 東京都など他の自治体の改正論議

✓ 情報公開法案の問題点

（資料代500円をいただきます）

主催：かながわ市民オンブズマン

知る権利・横浜の会

4月9日（金）／18:30～20:00

・かながわ市民オンブズマン役員会

（於 県民サポートセンター）

広 報 誌：「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第9号

<第9号の編集スタッフ>

森田明 杉本三郎 保坂令子 村上英吾

事 務 局：横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内

（以下の時間帯には事務局員がいます）

火曜日 11:00～14:00

木曜日 13:00～16:00

電 話：045-664-7825

電子メール：dcj03216@hamakko.or.jp